

シリーズ 比較の中の現代ドイツ政治③

連邦議会の解散とメルケル政権の成立

小野耕二

目次

はじめに

- 一 「アジエンダ二〇一〇」から連邦議会の解散へ
- 二 〇五年九月の連邦議会選挙とメルケル政権の成立
むすびにかえて 大連立政権下での連邦制度改革の試み

はじめに

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

本稿は、比較という視角の下で、現代ドイツ政治を研究するためのシリーズ論文の第三弾として、二〇〇五年一月のメルケル政権成立に至るまでの政治的経緯を検討するものである。社会民主党と緑の党との連立によるシュレーダー政権は、二〇〇五年五月に「連邦議会解散」を決断し、これにより、当初は二〇〇六年秋に予定されてい

た連邦議会選挙は一年早まることとなつた。今回の総選挙においても、前回に引き続き現地調査を行うことができたので、そこで得たさまざまな文献・資料や情報を活用しながら、選挙に至る背景から、この選挙によつて成立したメルケル政権の、成立直後ににおける政治的試みの一端までを検討することとしたい。

さて、私は前稿で、ドイツにおいて二〇〇二年九月に実施された連邦議会選挙の結果を分析し、合わせて第二期シュレーダー政権の政治にたいする分析枠組みの提示を試みた。⁽¹⁾ そこでは、二〇〇二年連邦議会選挙の結果を受けて成立した第二期シュレーダー政権を、「一九九〇年代以降における先進諸国に共通した政治経済状況の変化への対応策の模索」の一例として位置づけ、比較政治学の枠組み内でその政策的特質を明らかにしようと考えたのである。その時点では私が予測していたように、シュレーダー政権下で二〇〇三年三月に提示された「アジエンダ二〇一〇」⁽²⁾ という「構造改革」的プログラムは、その後の政局のなかで中心的争点となつていった。その内容の紹介と検討は次節以降で行うこととし、ここではまず、二〇〇五年の連邦議会解散から総選挙に至る経緯を概観しておこう。

「アジエンダ二〇一〇」という「構造改革」的プログラムは、解雇規制の緩和や「失業手当の削減」という内容も含むため、ただちに労働組合などからの激しい批判と反発を引き起こし、与党である社会民主党（SPD）の内部からも反対の声が挙がってきた。その一方でキリスト教民主同盟・社会同盟（CDU/CSU）は、「建設的野党」という立場から、この政策プログラムの実現に協力する立場を選択し、最終的には二〇〇三年一二月に政権与党と合意して、「アジエンダ二〇一〇」関連法案は可決成立されていくこととなつた。

しかしこの合意は、問題の「解決」ではなく、「対立の激化」への発端であつた。すでに同年一一月には、民主党（PDS）や市民団体が中心となつた「アジエンダ二〇一〇反対デモ」が行わた。その後は、そこに労働組合勢力も合流することによって、二〇〇四年夏の段階では「月曜デモ」として恒例化されていった。また、すでに二

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

〇〇三年秋のノルトライン・ヴェストファーレン州自治体選挙を皮切りに、二〇〇四年前半における選挙（歐州議会選挙など）においても、政府与党は後退を重ねていった。失業率も上昇する中で、連立与党であるSPDと緑の党の支持率は低迷し、政権危機の状況を呈してきたのである。

同年九月に集中的に行われた各種選挙では、連立与党の得票率は下げ止まりの状況となり、SPDは「反転攻勢」の姿勢を示すに至った。「SPDは、これまでのように『ハーツIV』のゆえに敗北するのではなく、これからは『ハーツIV』のゆえに勝利するのである」と、SPD党首ミュンテフェーリングはこの時期に語っている。⁽³⁾しかしそれは希望的観測に過ぎず、「アジェンダ二〇一〇」関連の政策が本格的に実施され始めた二〇〇五年には、各種選挙における政権与党のさらなる後退が明確となつた。同年二月に行われた、シユレスヴィッヒ・ホルシュタイン州議会選挙での敗北に続き、同年五月には、ドイツ最大の州であるノルトライン・ヴェストファーレン州の州議会選挙でもSPDは敗北を喫した。ここでの多数派を失うことにより、連邦政府と同じ与党構成の州政府は、ついに皆無となつてしまつた。そしてこれとは逆に、連邦政府野党のCDU／CSUとFDPは、連邦参議院で「三分の二の議席」を確保することになつた。シユレーダー政権下での、連邦参議院の議席変化については、以下の第一表を参考してほしい。⁽⁴⁾シユレーダー首相はこの事態に直面し、翌二〇〇六年秋に予定されていた連邦議会選挙を一年早めて実施することを決断したのである。

ここで連邦議会の解散に至る手続きを簡単に紹介するならば、日本の首相と異なり、ドイツ連邦共和国の首相は、連邦議会の「解散権」を有さない。議会の信任を失った首相は、通常は「建設的不信任制度」によつて新しい首相にとつて替わられることになつている（基本法第六七条の規定）。したがつて、首相が連邦議会を解散するためには、「首相信任決議」が否決され、かつ新たな首相が選任されない、という状況が必要である。そのときに連邦大

説論

統領が、首相の提案に基づいて連邦議会を解散することになる（基本法第六八条の規定）。この手続きによつて、今回の解散は可能となつたのである。ドイツ連邦共和国の歴史では、連邦議会の解散はこれまでに二回しか行われたことがなく（一九七二年と八三年）、今回が三回目となる。

二〇〇五年五月二二日夜に、シュレーダー首相は「連邦議会の解散と早期総選挙」への意思を表明し、七月一日に連邦議会で「首相信任決議案」が否決された。信任案への賛成は一五一票、反対が二九六票、棄権が一四八票、という結果であった。この票差は、首相の「解散」への意向を受け、政権与党の議員が棄権に回つたことにによる。そしてそれから「三週間」という期限ぎりぎりの七月二一日、ケーラー連邦大統領は連邦議会を解散し、本格的な選挙戦に突入したのである。七月末には、この解散手続きに疑義をもつSPDと緑の党の議員が連邦憲法裁判所に提訴したが、八月二十五日に棄却され、九月一八日の総選挙実施が最終的に確定した。

第一表 連邦参議院における勢力比の変化（1988年—2005年）

	連邦政府与党	不確定*	連邦政府野党
シュレーダー政権成立時	35	18	16
2/1999以降(ヘッセン)	30	18	21
9/1999以降(ランデンブルク/ザールラント)	23	22	24
9/1999以降(チューリンゲン)	23	18	28
9/2001以降(ハンブルク)	20	18	31
4/2002以降(ザクセン＝アンハルト)	16	18	35
2/2003以降(ニーダーザクセン)	10	18	41
6/2004以降(チューリンゲン)	10	14	45
9/2004以降(ザクセン)	10	18	41
2/2005以降(シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン)	6	22	41
5/2005以降(ノルトライン＝ヴェストファーレン)	0	22	47

* SPD/FDP 連立政権、SPD/PDS 連立政権、または大連立政権。なおカッコ内はその時点で州議会選挙が実施された州の名前。

」の投票日へ向けた選挙戦は、各種選挙での敗北の連続、という状況下でのシュレーダー首相の決断により開始されたのであるが、その期間に行われた各種世論調査でも、SPDの支持率はCDU/CSUを一貫して下回っていた。⁽⁶⁾ CDU/CSU側の失態もあり、SPDが追い上げを見ていたものの、支持率の差は最終盤でも五ポイント程度あり、政権交代は必至かと見られていた。しかし、投票日の夜には、まったく異なる数字が開票速報で流されたのである。そこまでの経緯をたどることが、本稿第一節の課題となる。

註

- (1) 抽稿「シリーズ 比較の中の現代ドイツ政治② 比較の中の現代ドイツ政治 序論—二〇〇一年九月に実施されたドイツ連邦議会選挙を手がかりとして—」、名古屋大学『法政論集』第一〇〇号所収、二〇〇四年刊。
- (2) この「アッシュンダート一〇一〇」の概略についての邦語文献としては、とりあえず以下のものを参考。安井宏樹「シュレーダー政権『アッシュンダート一〇一〇』の福祉・労働市場改革—ドイツ版『構造改革』の政治過程—」、同『混沌のドイツ』所収、東京大学二一世紀CIOEプログラム「先進国における〈政策システム〉」の創出」刊、二〇〇五年。
- (3) こりや「ハーツIV」とは、労働市場政策の改革のために、連邦政府に設置された委員会（通称「ハーツ委員会」）が提起した政策を法律化したもののが、という意味で、「失業給付と生活保護との結合」をその主要な内容としている。ハーツ委員会自体は「アッシュンダート一〇一〇」に先行してはいるが、改革案の法律化の過程で「アッシュンダート一〇一〇」の中に含み込まれていた。したがって、こりや紹介した発言は、「アッシュンダート一〇一〇」に関する改革案の一環として読み替えることができる。出典は以下の通り。“Die neue Schröder-Show,” in Spiegel, am 20 Sep. 2004, S. 28.
- (4) Christoph Egle, “5.2 Deutschland,” in Wolfgang Merkel, Christoph Egle, Christian Henkes, Tobias Ostheim, und Alexander Petring, Die

Reformfähigkeit der Sozialdemokratie:
Herausforderungen und Bilanz der
Regierungspolitik in Westeuropa, VS
Verlag für Sozialwissenschaften
(Wiesbaden, 2006), S. 156.

(5)

ドイツ連邦共和国基本法

Grundgesetz für die Bundesrepublik

Deutschlandのテキストは、ドイツ連

邦政府のホームページなどから入

手することができる。本稿後段で紹

介するように、マルケル政権下の二

〇〇六年八月に大規模な基本法改

正が行われた。これは五二回目の基

本法改正となる。この改正も含め

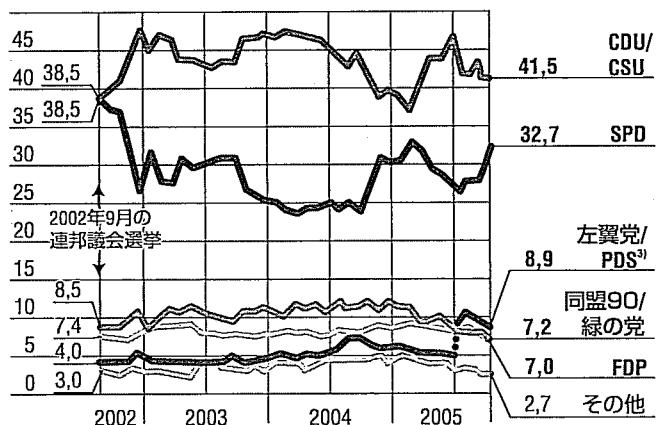
た、最新の翻訳については次の著作

に収録されているものを参考し

た。初宿正典・辻村みよ子編『新

解説世界憲法集』所収、三省堂刊、
1100+年。

第一図 2002年連邦議会選挙以降の政党支持率の変遷



2005年9月上旬 時点における政 党支持率	Allensbach 9月10日	Emnid 9月9日	Forsa 9月7日	Forsch. Wahlen 9月8日	Infratest- Dimap 9月8日
CDU/CSU	41.5(-0.2)	42(-)	42(-1)	41(-2)	41(-2)
SPD	32.7(+3.1)	33(+2)	34(+4)	34(+2)	34(+2)
同盟90/緑の党	7.2(-0.9)	7(-)	7(-)	7(-)	7(-)
FDP	7.0(-1.0)	7(-)	6(-2)	7(-)	6.5(+0.5)
左翼党/PDS	8.9(-0.8)	9(-1)	8(-)	8(-)	8.5(-0.5)
その他	2.7(-0.2)	2(-1)	3(-1)	3(-)	3(-)

(カッコ内の数字は、1回前の調査結果からの変化を表している。)

(6)

選挙直前に至るまでの政党支持率の変動については、前頁の第一図を参照。これは、「もし今度の日曜日に連邦議会選挙の投票が行われるとしたら、あなたはどの党に投票しますか？」といふ、いわゆる「日曜日質問 Sonntagsfrage」と呼ばれる質問項目への回答を集計したもので、ドイツの世論調査機関が「政党支持の変動」を測定するために用いる質問項目である。調査機関はアレンスバッハ Allensbach だ、掲載紙は以下の通り。Frankfurter Allgemeine am Sonntag, am Sep. 11, 2006, S. 2 なお、この表に掲載されている数字は投票日八日前の二〇〇五年九月一〇日おきのものである。各調査機関が、九月一一日以降の、選挙戦最終週に行つた世論調査の結果については、本稿後段で紹介する。

— 「アーディンダントーク」から連邦議会の解散へ

二〇〇〇年代初頭のドイツは、「閉塞的共和国 blockierte Republik」と表現される状況にあり、「改革の停滞 Reformstau」が喧伝されていた。⁽¹⁾この点との対比で見ると、「開放経済 open economy」とも称される経済のグローバル化の中で、他の各国における労使関係システムや「ガヴァナンス」の諸類型⁽²⁾は、七〇年代初頭から九〇年代後期にかけて、さまざまに変化していった。そのような変化の一つの典型が、英語圏諸国に見られたような、経済にたいする国家の関与の程度を下げ、企業間調整も市場原理に委ねる、という新自由主義的な経済政策の採用であろう。しかし、ドイツは「労使の二者協議制」を維持しつつ、国家の関与の程度が低い、という独自の構造を維持し続けてきた。⁽³⁾

このことは、「社会國家 Sozialstaat」と呼ばれるドイツ型福祉国家の「成功」を意味するのではなかつた。高い賃

金コストと手厚い失業給付とによって、生産性の低いサービスセクターにおける雇用の増大が妨げられていた。したがって次第に失業率が上昇していくことになった。しかし、政府はそれへの柔軟な対応策を採るために十分な能力を有しておらず、また改革を試みても「分権的な諸アクトー⁽⁴⁾がそれを阻害する」という状況となつていった。九〇年のドイツ統一の影響もあり、一九九〇年代後半におけるドイツ全体の失業者数は、三〇〇万人台の後半から四〇〇万人台で推移していた。一九九八年連邦議会選挙で勝利したシュレーダーは、「最初の任期の終わりまでに失業者数を三五〇万人以下に減少させる」と公言したものの、それが守られることはなかつた。有効な雇用政策が採られないまま、失業者数が四〇〇万人台前半から、さらに四五〇万人以上へと上昇の動きを見せる中で⁽⁵⁾、新たな政策が提起されることになった。しかしそれは、シュレーダー政権になつて再開された「雇用のための同盟 Bündnis für Arbeit」という、雇用問題解決のための政労使のトップ会談の場を通じてではなく、そこでの話し合いが破綻したのちのことであり、シュレーダー首相による「施政方針演説 Regierungserklärung」によつて提示されたのである。

この演説は二〇〇三年三月二三日午前九時から連邦議会で行われたものであり、本来のタイトルは「平和への勇気、変革への勇気」であった。シュレーダー首相はこの中で、包括的改革構想である「アジェンダ二〇一〇」を提起したのである。この改革構想については、現時点ではドイツの学界においてもまだ十分な研究蓄積がなされておらず、日本では簡単な内容紹介の域に止まつてゐる。そのため、本稿でも概略的な分析にならざるをえないが、本稿の行論上必要な限りにおいてその内容を紹介しておくことにしたい。

この構想の目的として強調されていることは、第一に「経済のグローバル化」への対応であり、第二に「ドイツ社会における年齢構成の変化（＝少子高齢化）」への対応である。このような状況下で、経済成長と安定的雇用の確保とを実現することが、アジェンダ二〇一〇の目標とされている。そしてそのための手段として、以下のような分

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

野へのさまざまな改革構想が示されている。

まず労働市場政策の分野では、第一に失業手当 (Arbeitslosengeld I) の給付期間が、五五歳未満では一八ヶ月から一二ヶ月へと短縮され、五五歳以上でも三三一ヶ月から最大で一八ヶ月までとされた。第二に、失業手当給付期間終了後に給付される失業補助 (Arbeitslosenhilfe: Arbeitslosengeld II) を生活保護に統合し、失業補助の給付額を削減することとした。この第二の政策が「ハーツIV」と呼ばれおり、二〇〇五年一月から実施されている。これらの改革は、いずれも「就業促進」を目標としたものであり、「ワークフェア政策」の一環として位置づけることができるであろう。また第三には、解雇から労働者を保護する規制が緩和され（解雇保護法の改正）、従業員五名以下の零細企業が期限付き雇用の形態で新規の雇用を行った場合、新規雇用者五名までは解雇保護法の適用が免除されることとなつた。これは、解雇規制の緩和を通じた、企業側への「新規雇用促進策」と位置づけることができるであろう。

年金改革の分野では、繰り上げ受給の開始年齢を、段階的に六〇歳から六三歳まで引き上げるとともに、受給額の算定の際には、「持続性要素 Nachhaltigkeitsfaktor」と名付けられた、掛け金拠出者にたいする年金受給者の比率を考慮に入れる方向での改革が提起された。これは、先に述べたような社会状況の変化に対応しようとするものであり、かつ世代間の公正をも図ろうとするものであった。

さらに健康保険改革の分野でも、保険医療制度の効率化や透明性の増大が図られていった。とりわけ継続的治療に際しては、保険者が四半期ごとに一〇ユーロを負担する方針が出され、また歯科治療を含む疾病給付のための保険料負担については、被用者と雇用者の折半原則から除外し、被用者（保険者）が保険料を負担することとなつた。これにより、企業側の「賃金付帯コスト Lohnnebenkosten」が引き下げられることになる。その他、手工業法におけるマイスター資格の要件緩和や起業の促進、中小企業にたいする税制の簡素化や減税など、さまざまな分野での

「規制緩和」が、「アジェンダ一〇一〇」のなかで提起されているのである。

上記の内容をまとめたならば、これらは「改革の停滞」と呼ばれる状況のなかで、シュレーダー政権がようやく提示し得た「包括的改革構想」と呼ぶことができるであろう。そしてそれは、労働市場政策の改革へ向けた「雇用のための同盟」が破綻した直後に提起されたように、さまざまに巨大利益集団による「改革への拒否権」行使の状況を突破するために、首相主導の形で提示されたものであった。その意味で、「アジェンダ一〇一〇」の提起は、合意形成を重視するドイツの「交渉民主主義 Verhandlungsdemokratie」の構図⁽⁷⁾そのものの改革をめざすものだったと言えるのである。その後のドイツ政治における対抗関係は、この「アジェンダ一〇一〇」を軸として形成されていくのであり、その対抗がもたらすダイナミズムについて本稿後段で詳述する」とになろう。

さて、この改革構想を提起したシュレーダー首相が最初に取り組んだことは、連立与党内部での支持の取り付けであった。上記のような新たな内容を含む改革は、既存の支持勢力の動搖を惹起する可能性があるため、ただちにその支持を確認する必要があったのである。この点に関しては、シュレーダー首相はまさに「職を賭して」戦い、同じ二〇〇三年の六月一日にSPDの臨時党大会で、そして六月十五日には緑の党的臨時党大会で、それぞれの党からの支持を取り付けた。しかし順調だったのはここまでであった。

本稿冒頭でも触れたように、労働組合からは強い反発があった。失業手当の引き下げや、解雇規制の緩和といった改革は、労働組合の既得権を侵害するものだったからである。とりわけ旧東ドイツ地域においては、PDSが中心となつて「アジェンダ一〇一〇反対デモ」が組織された。そしてそれは、次第にSPD左派と労働運動の中核部分をも巻き込んでいくのである。したがって、SPDの基本的支持層Stammwählerが動搖することになる。この状況は、さまざまなレベルでの選挙結果に直ちに反映していく。二〇〇三年後半に行われた州議会議員選

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

選や自治体レベルでの選挙における敗北を手はじめに、二〇〇四年六月に行われた歐州議会議員選挙でも、SPDは得票率がわずか二一・五%という大敗北を喫した。三八・五%の得票率を確保した二〇〇二年九月の連邦議会選挙から、二年足らずの時点での出来事であった。有権者レベルでは、SPDからの支持層の離脱が起こっていたのである。

その一方で連邦議会の内部においては、シュレーダー政権は「アジェンダ二〇一〇」関連法案の審議を着実に進めていった。ここには、「この改革がドイツにとって必要だ」とするシュレーダー首相の強い決意を感じることができる。そして「改革の停滞」に批判的態度をとつていたドイツ経済界もこの改革構想を支持し、その実現へ向けた「理性の連合」の結成を呼びかけるほどであった。その結果、上記の法案はまず連邦議会を通過し、その後二〇〇三年末には、シュレーダー政権与党とCDU/CSUとの間で妥協が成立することにより、連邦参議院も通過することとなつた。その結果、シュレーダー首相が公約していたように、「アジェンダ二〇一〇」関連法案は、二〇〇三年のうちにすべて成立の運びとなつたのである。⁽⁹⁾ 議会レベルでは、すでに「大連立」の状況が先取りされていた。議会レベルでの合意形成と改革の進展、それにたいして有権者のレベルにおけるSPDの支持率の下落、シュレーダー政権をめぐるこのような「分裂的状況」がどのように解消されるのか、政権の命運はそこにかかっていたと言える。すでに本稿冒頭の第一図で示したように、二〇〇三年三月の「アジェンダ二〇一〇」提起以降、SPDの支持率は基本的に下落の傾向をたどつており、二〇〇四年六月には二〇%台の前半にまで落ち込んでいた。先に紹介した歐州議会議員選挙の結果は、それを反映したものである。この状況に変化が見え始めるのは、同年九月に行われた一連の選挙においてであつた。

九月五日のザールラント州議会選挙で、前回比一二ポイント以上も得票率を減少させて敗北したSPDは、続く

一九日に行われた旧東独の二つの州における州議会議員選挙で予想外の善戦を示す。シュレーダー政権を批判しつつ、さらに急速な「改革」を提起するCDUにたいし、有権者はより厳しい姿勢を示したのである。その結果が、本稿「はじめに」で紹介したSPDミュンティフェリンゲ党首の発言となる。「アジェンダ二〇一〇」の改革路線の意義が、有権者にもようやく理解されてきたと思われる所以、これからは「改革路線のゆえにSPDが勝利する」という期待感が、党内外に満ちて来たように思われた。そして二〇〇四年後半におけるSPDの支持率の順調な回復は、そのことを確証しているかにも見えた。しかし、年末における失業者数の急増を受け、また失業手当の期間短縮などの政策が実施に移された二〇〇五年に入ると、その傾向は再度変化したのであった。

二〇〇五年二月に行われた、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の州議会議員選挙での敗北に続き、同年五月のノルトライン・ヴェストファーレン州における州議会議員選挙でもSPDは敗北を喫した。この州はとりわけ「SPDの牙城」と目されており、SPDの敗北はなんと三九年ぶりのことであった。この州でのSPDと緑の党の連立政権の崩壊により、ついに州レベルではこの組み合わせの政権が消滅した。緑の党は、全一六州すべてで野党の座に転落したのである。そしてCDU/CSUとFDPは、連邦参議院で三分の二という圧倒的多数を確保することに成功した。この状況を前にして、シュレーダー首相は「連邦議会選挙の一年前倒し」という策を決断したのである。それは単なる「前方への逃走」ではなく、また「勝ち目のない選挙」とも思われない。⁽¹⁰⁾ この選挙の行われた五月二二日夜に公表されたシュレーダー首相の声明は、今回の連邦議会選挙を「アジェンダ二〇一〇への国民投票」と位置づけようという強い意志を伺わせるものであった。⁽¹¹⁾

シュレーダー首相はこの声明の中で、概略以下のように語っている。ドイツは今、大きな転換の過程の中にある。「アジェンダ二〇一〇」で我々はそれを開始したのであり、今必要な一步を踏み出さなければならない。しか

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

し、改革の積極的な成果が人々に見えるようになるには時間がかかる。人々の支持が必要な今、ノルトライン・ヴェストファーレン州における州議会議員選挙での厳しい結果は、我々の作業の続行に疑問を投げかけてしまった。改革の前進のためには、ドイツ国民の多数からの明確な支持が不可欠である。したがって、基本法の手続きに則りながら、今年（二〇〇五年）の秋に連邦議会選挙を実施することが、首相としての私の義務であると考える。

改革構想は次第に実施されつつあるが、その成果はまだ見えていない。その状況の中での各州州議会選挙での敗北により、連邦参議院での拒否権は完全に野党側に握られてしまつた。この状況下で、シュレーダー政権が再度主導権を取り戻すには、全国レベルで「改革への是非」を問うてみるしかない。それは、その同じ年に「郵政解散」に臨んだ小泉首相にも似た戦略といえるであろう。国民からの新たな支持表明を得て、連邦参議院の拒否権行使を抑え、改革政策のさらなる前進を図ること、それがシュレーダー首相の描いたシナリオだったと思われる。しかしその時点でのSPDの支持率は、再度二〇%台へと落ち込んでいた。誰もがCDU/CSUの政権奪還を予想する中で、二〇〇五年秋の連邦議会選挙へ向けた選挙戦が開始されていったのである。

註

- (1) この状況についても、前掲拙稿「比較の中の現代ドイツ政治 序論」を参考して欲しい。また「拒否権ブレーヤー」理論を引用しつつドイツ政治のこの状況を分析した業績を参照しながら、日本政治の現状分析を試みた、以下の拙稿をも参照。「拒否権ブレーヤーと日本政治—ドイツ政治との比較における【政策転換】のメカニズム分析—」、眞柄秀子・井戸正伸編『拒否権ブレーヤーと政策転換』所収、早稲田大学出版部刊、二〇〇七年。
- (2) ここで念頭に置いている分析枠組みは、以下の著作で展開されたものであり、前掲拙稿でも紹介したことがある。なお、「ガ

「アーナハス」概念は論者によつて定義が異なり、多義的である。Fritz W. Scharpf and Vivien Schmidt, "Introduction," in does., eds., *Welfare and Work in the Open Economy*, vol. 1: *From Vulnerability to Competitiveness*, Oxford University Press (Oxford, 2000). たゞ、各国にゆける変化についてせ、前掲拙稿九二頁に記述してある第1—11図を参照のうえ。この図は以トから採りた。F. W. Scharpf and V. Schmidt, "Conclusions," in does., eds., *ibid.*, p. 319..

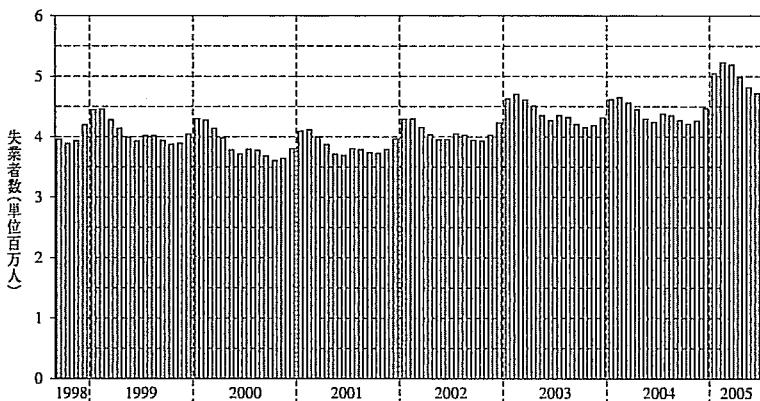
(3) いのちやつた分析は、以トの業績による見取り図である。

Philip Manow and Eric Seils, "Adjusting Badly: The German Welfare State, Structural Change, and the Open Economy," in F. W. Scharpf and V. Schmidt eds., *Welfare and Work in the Open Economy*, vol. 2: *Diverse Responses to Common Challenges*, Oxford University Press (Oxford, 2000).

(4) ハルマーダー政権が成立した一九九八年以降におけるヘルバの失業者数の推移は以下、以下の第11図を参照のうえ。出典は以トの通り。C. Egle, a. a. O., S. 177.

(5) ハルマーダー政権は、有力週刊誌『フランケル・スピーゲル』(S)の記者が執筆した以下の著作が、ルボルターハー的に生れ出るアートと並んでいる。ふくわけの第九章を参照。Matthias Geyer, Dirk Kurjuweit, Cordt Schnibben, *Operation Rot-Grün: Geschichte eines politischen Abenteuers*,

第二図 ドイツにおける失業者数の変遷



Deutsche Verlags-Anstalt und Spiegel-Buchverlag, München und Hamburg, 2005.

(6) 「アシヒタノハタ」の検証は、議事録を用いた。

「アシヒタノハタ」の議事録は、ドイツ連邦議会のホームページを介して利用することができる。Abgabe einer Regierungserklärung durch den Bundeskanzler: Mut zum Frieden und zur Veränderung, Plenarprotokoll 15/32, Deutscher Bundestag, Berlin, 2003, S. 2479-2493. また内閣総

介の際には、以下の文献にかけて議論を参照した。C. Egle, a. a. O., S. 180-181.

(7) ニの概念を用いた現代ドイツ政治分析などによれば、以下の諸文献などを参照。Sven Jochum und Nico A. Siegel Hrsg., Konzentrierung, Verhandlungsdemokratie und Reformpolitik im Wohlfahrtsstaat: Das Modell Deutschland im Vergleich, Leske+Budrich, Opladen, 2003. Renat Mayntz und Wolfgang Streeck Hrsg., Die Reformbarkeit der Demokratie: Innovationen und Blockaden, Campus Verlag, Frankfurt am Main, 2003.

(8) 本文中記したものと、我が国における現代ドイツ政治研究における、「アシヒタノハタ」の検証は調査的段階によるものであると思われる。冒頭に付言すべき点は、その作業内における「アシヒタノハタ」の位置だけが著しく低いと思われる点である。具体的に述べるならば、本稿「はじめに」の註11で紹介した安井論文では、「アシヒタノハタ」の内容は「既存の法制度を手直しする」という性格が強くなるのである。「劇的な改革」とは言ひ難い、と断言している。確かに、八〇年代のアメリカやイギリス等に比べると、「アシヒタノハタ」の内容は「劇的」には思えないかもしれないが、ドイツ政治の文脈に置いたとき、問題はそれほど簡単ではない。この構想が引き起こした対立や反対運動を見てても、そしてその後の政治的変遷を見ても、これが既存の制度の「手直し」といふまるなじみの射程を有してこたとは間違いないと思われる。ただし結局のところ、このプロジェクトは、新進的な勢力の抵抗により、部分的にしか実現されなかつたのであり、メルケル政権の成立以降は、「アシヒタノハタ」の存在は消え去つたのであるが。

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

家：英独の福祉国家改革から」、宮本太郎編『比較福祉政治：制度転換のアクターと戦略』、早稲田大学出版部刊、二〇〇六年、所収。この論文では、労働市場政策と年金政策に限定しながら、イギリス・ブレア政権とドイツ・シュレーダー政権の改革政策が比較検討されているが、そこには「アジェンダ二〇一〇」という用語すら見いだすことができない。個別分野での政策内容を比較検討するにせよ、それを包括した改革プロジェクトである「アジェンダ二〇一〇」の内容と意義とを検討する作業をまつたく行わずに、シュレーダー政権期の改革政策分析が可能とは考えられない。再論を期待したい。

(9) いの間の経緯に関しては、前掲安井論文が詳細に紹介している。

(10) いのよやな評価については、坪郷による以下の論文を参照。ドイツのマスコミの一部でも見られたいのよやな評価では、シュレーダー首相が連邦議会解散を決断した「積極的根拠」が解明されていないと考える。坪郷實「ドイツ総選挙とメルケル大連立政権のゆくえ」、『自治論研』二〇〇六年一月号所収。

(11) フランクフルターアルゲマイネ紙のホームページに掲載された以下の文書を参考した。“Dokumentation: Die Erklärung von Bundeskanzler Schröder.”なお、同紙に掲載された記事としては以てのよやなものがある。“Der Kanzler will die Vertrauensfrage stellen,” in Frankfurter Allgemeine Zeitung, am 24 Mai. 2005, S. 1.

II 二〇〇五年九月の連邦議会選挙とメルケル政権の成立

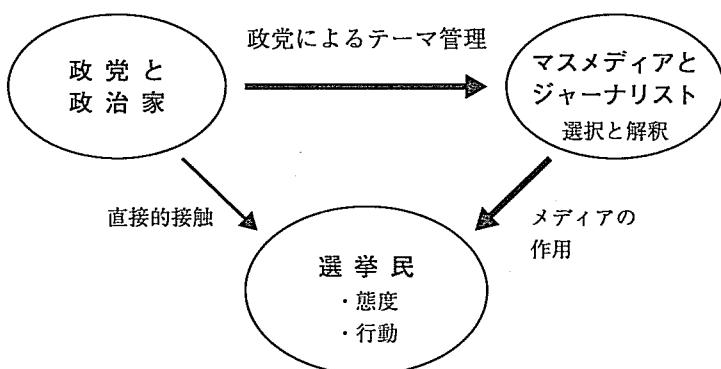
シュレーダー首相の決断は、ドイツ政界に直ちにさざざ波紋を引き起⁽¹⁾こした。まず第一に、政権奪還を曰⁽²⁾すCDU/CSUは、五月三〇日にはマルケルを首相候補に指名し、着々と選挙戦の体制を整えていった。それと同時にプロジェクトチームを組織し、七月一一日には選挙用政策プログラムも採択した。それは二〇〇五年から

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

二〇〇九年までの統治プログラム』と題されており、SPDの『選挙マニフェスト⁽²⁾』とは異なったタイトルを有していたのである。この五月の段階の世論調査における政党支持率で、CDU/CSUはSPDに二五ポイントもの大差を付けており、「政権奪還」を前提とした文書名であった。SPDにさらに加わえた不利な材料は、前党首のラフオンテームがSPDから離脱し、PDSや市民運動団体WASGと連携して国政に復帰する意向を表明したことである。従来型左翼の空間における「反アジエンダ二〇一〇連合」の形成であった。これには労働運動の一定部分も加わり、のちに「左翼党・PDS Die Linkspartei.PDS」を結党することになる（二〇〇五年七月）。PDSはいれに加わったが、独自の党組織を残しての参加だったため、正式名称は上記のような二重のものとなつた。この政党の結成により、従来四%程度であったPDSの支持率は一気に倍増となり、旧東ドイツ地域のみならず西側においても一定の支持率を確保するようになつた。これに対応する形で、SPDの支持率はさらに減少したのである（前掲第一図を参照）。

これらの状況から見て、当初は「CDU/CSUの圧勝による政権奪還は必至」と見られていたが、選挙結果はそうならなかつた。

第三図 選挙戦の三角形



その原因について、興味深い分析を行っているブレットシュナイダー F. Brett Schneider の論文を参照しながら、検討してみたい⁽³⁾。彼は、第三図に示したような「選挙戦の三角形」⁽⁴⁾を分析視角としながら、各党による今回の選挙戦の特徴と、それによる選挙民の反応とを整理していくのである。

それによれば、政党が選挙戦で勝利するためには、二つの課題を達成しなければならない。その第一は、支持者の投票への動員である。しかしこの課題がどの程度達成されるかは、第二の課題の達成度に依拠することになる。それは、その政党が「選挙戦の中心的テーマ」をどのように主張できるかであり、そしてそのテーマの「遂行能力」を選挙民にどの程度確信させるか、という課題なのである。この課題を達成するためには、政党は有権者に訴えかけるだけでなく、メディアを通じての働きかけも必要となる、とされているのである。ここにおける「政党による争点提示と、それによる有権者の動員」という視角は、「有権者の政治的選好が、政党やマスメディアなどによって構成される」という「構成主義 Constructivism」的分析視角と類似の構図を探っている。これはきわめて興味深い理論的課題であるが、本稿の課題からは逸れてしまうので⁽⁵⁾、詳述しない。以下では、今回の選挙戦の実情に即しながら、この視角の現状分析への適用を試みてみたい。

さて、ブレットシュナイダーの論文を参考しつつ、今回の選挙戦を分析するに当たっての問題を設定するならば、それは「シュレーダー首相が連邦議会の解散を決意した五月下旬の段階で、CDU/CSUとSPDとの支持率は二五ポイント差だったにもかかわらず、九月中旬の最終結果ではなぜ僅差となったのか?」となるであろう。この四ヶ月足らずの間に、有権者の選好は明らかに変化している。その原因を、政党の活動形態と、それにたいする有権者の反応のうちに探ることが、本節の課題となるのである。

ブレットシュナイダーがまず第一に挙げた要因は、CDU/CSUの選挙運動のスタイルであった。今回の総選

挙では、まず「シュレーダー政権の業績」が問われるべきであったにもかかわらず、CDU／CSU側はそこに入り込まなかつた。彼らは、すでに自らが統治政党であるかのように振るまい、したがつて議論はCDU／CSU側の「統治プログラム」をめぐつて行われることになつた。そしてその中で、付加価値税の増税や、富裕者に有利と思われる所得税の「フラット税制」などが争点にされることによつて、支持層の離反を招いた、とそれでいる。ブレットシュナイダーは、「」のような動きを踏まえ、「CDU／CSUは自ら敗北した」と記している。

第二に挙げられてゐる要因は、SPDの選挙戦略である。すでに本稿前節で紹介したように、シュレーダー首相の当初の目標は、今回の総選挙を「アジェンダ二〇一〇への国民投票」と位置づけ、この改革構想への国民の支持を活性化することを通じて選挙戦にも勝利しよう、というものであつた。しかし、CDU／CSU側の戦略もあり、アジェンダ二〇一〇は「選挙戦の中心」とならなかつた。「」の状況で、シュレーダー首相は選挙戦術を切り換えた、と思われる。自らの改革構想を超えた新自由主義的政策が野党側から提案されたとき、シュレーダーは「SPDの再—社会民主主義化 Re-Sozialdemokratisierung」を望んだ、とされる。そこで、今回の選挙戦における対立の構図は、社会的公正（SPD）か、社会国家からの離脱（CDU／CSU）か、という形で構成されることになつたのである。SPDがCDU／CSU側を特徴づける「社会的冷たさ soziale Kälte」というスローガンは、自らを肯定的にイメージアップするための巧妙な手法だったと言えるであろう。それを強化したキャンペーンこそが、「フラット税制」を主張したとされるCDUのキルヒホーフの経済政策への批判であつた。

こうして、従来型の「社会国家」の改革を図つていたはずのシュレーダー政権与党は、CDU／CSU側からの「統治プログラム」提案を「社会国家からの離脱」と批判する」とを通じて、「社会国家」の擁護者として再登場したのであつた。これにより、二〇%台に低迷していたSPDの支持率は急速に回復して二〇%代前半にまで到達し

た。ただしCDU/CSUの支持率はつねに四〇%台を維持していた。その支持層の一部が、選挙戦の最終盤になつてFDPへと離脱した、という分析が、選挙研究の専門家によつてなされている⁽⁶⁾。この「離脱」により、以下のようない勝者なき選挙」結果がもたらされたのであつた。

二〇〇五年九月一八日に行われた連邦議会選挙の結果は、次のようなものであつた。投票率は七七・七%で、前回を若干下回つた（一・四ポイント減）。今回第一会派となつたCDU/CSUは、得票率三五・二%（前回比三・三ポイント減）で、獲得議席数一二六であった。すでに紹介したように、選挙直前に実施されたどの世論調査でも、CDU/CSUの支持率は四〇%台を確保していたため、この結果は衝撃を持つて受け止められた。そしてSPDは、得票率三四・二%（前回比四・三ポイント減）で、議席数は二二二となつた。こちらは事前の世論調査結果とほぼ一致している。この予想外の接戦という結果から、選挙後の連立政権交渉は混迷に陥ることになったのである。ただし、FDP以下の三党もすべて五%条項をクリアして、連邦議会に議席を確保した、という結果から見て、「大連立政権は不可避」との見方が早くから有力であつた。

FDPは得票率九・八%（前回比一・四ポイント増）を獲得し、議席数六一という勝利を収めた。また新たに結成された左翼党・PDSは、SPDの支持層をも引きつけることによつて、得票率八・七%で五四議席を獲得した。前回はPDSとしての選挙戦だったために単純な比較はできないが、前回のPDSの得票率との対比では四・七ポイントという大幅増となつた。ちなみに前回の選挙でPDSが獲得した議席数は、小選挙区からの二議席のみであった。今回は、旧西ドイツ地域での四・九%という得票率も高いものだが（前回のPDSは僅かに一・一%）、旧東ドイツ地域では、同党の得票率は二五・三%を記録している（前回のPDSは一六・九%）。これは、同地域における今回のCDUの得票率とまったく同じ数字であり、旧東ドイツ地域では「三大政党制」になつてていると言つ

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

ても過言ではない。また緑の党も、前回より得票率を若干減少させたものの、八・一%（前回比〇・五ポイント減）を獲得し、五一議席を確保している。

この選挙結果で注目すべき点は、CDU/CSUとSPDという左右の「国民政党」が、前回よりもさらに得票率を減少させた、ということである。両党の得票率を加えると、前回は七七・〇%となっていたが、今回はその数字が六九・四%となり、ついに六〇%台にまで落ち込んだ。この数字の推移については、第二表を参照して欲しい。⁽⁷⁾一九七二年に九〇%台を記録したこの合算得票率は、八〇年代に八〇%代前半まで落ち込み、九〇年代には七〇%台に下がり、そして今回は六〇%台となっている。両政党の、有権者に対する影響力の低下と、多党化への動きとを、ここに明確に見て取ることができるであろう。

そしてこのことが、選挙後に成立した「大連立政権」の構図を規定しているのである。上記の結果を見ても分かるように、右派陣営のCDU/CSUとFDPの両党の議席数を合わせても、全六一四議席中の二八七議席にしかならず、過半数には遠く及ばない。また左派陣営のSPDと緑の党でも、合わせて二七三議席にとどまっており、状況に変わりはない。国政レベルで連立与党に加わることが現状では難しいと考えられ

第二表 各連邦議会選挙におけるCDU、CSU、SPDの得票率

選挙年	CDU	CSU	SPD	合計
1972	35.2	9.7	45.8	90.7
1983	38.2	10.6	38.2	87.0
1987	34.5	9.8	37.0	81.3
1990	36.7	9.1	33.5	79.3
1994	34.2	7.3	36.4	77.9
1998	28.4	6.7	40.9	76.0
2002	29.5	9.0	38.5	77.0
2005	27.8	7.4	34.2	69.4

ている左翼党・PDSが五四議席を確保したことによつて、左右両陣営ともに過半数を獲得できない、という事態が出現したのである。したがつて、この状況下では「大連立政権」に向かうことが自然な流れとも考えられた。では、その背後にどのような問題が潜んでいるのであらうか。この問題について、先ほども利用したプローストの論文や、総選挙直後に出された選挙分析⁽⁶⁾をも参考しながら考察してみたい。

かつて「大連立政権」は、例外的状況においてのみ出現した。連邦レベルでは、経済危機に陥った六〇年代後半に三年間だけ存続したのであり、州レベルにおいても、五〇年代におけるブレーメンとベルリン、そして六〇年代後半におけるニーダーザクセンとバーデン＝ビュルテンベルクの四例を数えるだけであつた。しかし一九九〇年のドイツ統一後には、この状況は大きく変化していったのである。かつて東ドイツであった新五州とベルリンでは、統一以降すべての州が大連立政権の時期を有している。それに加え、ブレーメンとシュレスヴィッヒ・ホルシュタインでも大連立政権が登場した。州レベルでは、「大連立政権」がすでに常態化しており、今回の選挙結果を受けた連邦レベルでの大連立は、この傾向を継承したものと言えるのである。そしてその傾向は、政党の政治戦略から來るものではなく、有権者の投票行動の構造変化がもたらしたものであつた。

すでに上掲第二表で示したように、CDU/CSUとSPDという左右の二大政党の得票率合計は、一九七二年の九〇・七%から今回の大九・四%にまで落ち込んでいる。⁽⁶⁾したがつて、どちらかの党が、得票率一〇%程度の一小政党と連立を組もうとしても、それで過半数の議席を確保することが困難となつてきているのである。さらにユンクらの論文では、対有権者比率という意味を持つ「絶対得票率」も紹介している。⁽¹¹⁾それによれば、二大政党の絶対得票率は、二〇〇二年連邦議会選挙の段階で六〇・二%となり、今回の選挙ではそれがさらに五三・一%にまで下落したのである。両「国民政党 Volksparteien」⁽¹²⁾で、やつと有権者の半数を超える程度の支持しか獲得できない状

況にまで落ち込んでしまっている。したがって、ウンクらは今回の「大連立政権」を、かつてのように「危機を解決するための政権」ではなく、「有権者の意志に添つた政権」と捉えている。⁽⁴³⁾違う言い方をすれば、それは「危機的状況に陥っている二つの国民政党による、危機管理のための政権」とも呼べるであろう。

得票率一%の差はあるが、この総選挙で第一党となつたのはCDU/CSUであった。その首相候補であったメルケルは、二〇〇五年一一月二二日に首相のポストに就いた。このことは、選舉結果から見れば当然の方策ともいえるが、もう一方では「勝利を宣言できなかつた勝利者」としての弱点をも抱え込んでいた。一六の閣僚ポストは、CDU/CSUとSPDとに八ポストずつ割り振られ、「敗北者」としてのSPDも強い権限を留保していた。そしてメルケル首相にとっては、自ら属するCDUの内部にも、強力な競争相手が存在している。ノルトライイン・ヴェストファーレン州のリュートガース新首相など、有力な州の首相たちは、メルケルのライバルとして自らの基盤を固めつつあり、新首相の強固な支持者というわけではない。

本節を締めくくるに当たり、総選挙に至る経緯をもう一度振り返つてみよう。第二期シュレーダー政権が提起した「アジェンダ二〇一〇」は、高失業率と低成長率とによって表現される「ドイツ経済の危機的状況」からの脱出策として構想されたものであった。これを実現していくための政党間協議も行われ、二〇〇三年一二月の段階では「二大政党間の妥協」も成立した。それにより、「アジェンダ二〇一〇」の内容の具体的な政策化が進められていった。しかし、失業者数は減少するどころかかえつて増大し、それに労働組合勢力による「アジェンダ二〇一〇反対デモ」の組織化もあって、シュレーダー政権への批判は強まつていったのである。それらの動きが、欧洲議会選挙や州議会選挙などでのSPDの敗北という結果をもたらしてきた。連邦参議院をCDUなどの野党勢力が完全に掌握してしまい、政権運営が困難となつた状況での「連邦議会解散」は、首相の指導力によつて「アジェンダ二〇一

○の再生」を図るべきとする試みであった。しかし、連邦議会選舉の結果からみて、それは実現できなかつたと言つて良ふ。このよつたな状況下で成立した新政権が果たそつとした最大の課題は、政治的決定メカニズムの改革である。この点に関する「連邦制度改革」について簡単に検討し、ドイツ政治の今後を展望するところが、本稿最後の課題となる。

註

- (1) CDU/CSU, Regierungsprogramm 2005-2009: Deutschlands Chancen nutzen.—Wachstum, Arbeit, Sicherheit, Verabschiedet in einer gemeinsamen Sitzung des Bundesvorstands der CDU und des Parteivorstands der CSU, 1. Juli 2005.
- (2) SPD, Vertrauen in Deutschland: Wahlmanifest der SPD, SPD-Parteivorstand, 4. Juli 2005.
- (3) Frank Brettschneider, Bundestagswahlkampf und Medienberichterstattung, in Aus Politik und Zeitgeschichte, Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament, 51-52/2005, 19. Dezember 2005, S. 19-26.
- (4) A. a. O., S. 20. なお、本稿における第1回の説明については、同論文一九頁の記述を参照した。
- (5) 筆者は現在、「構成主義的政治理論による先進諸国の政治変容分析」を研究課題とする研究グループを組織し、二〇〇五年に行われた英日独の総選挙の比較分析の作業を開始してゐる。この研究の遂行のために、筆者自身が研究代表者となつていて、科学研究費補助金基盤研究B（平成一八年度から一〇年度まで）の支給を受けてゐる（以下に記す）。謝意を表しておきたい。本稿執筆のための資料収集は、すでに平成一七年度中にほぼまさせていたが、追加的な資料収集作業や、ドイツの各政党本部を訪問しての聞き取り調査、ならびにベルリン社会科学センターのマルケル教授 W. Mertel やウェッセルス教授 B. Weßels などの討論のため、平成一八年度にはの科学研究費による出張を行つた。本稿は、この構成主義的政治理論という視角からの

ドイツ政治分析の最初の作業の位置づけは、構成主義的政治理論の現状に関する別稿を準備中である。

- (6) Bernhard Weßels, Geheime Wahl: Was Meinungsforscher vor dem 18. September nicht wissen konnten, in WZB Mitteilungen Nr. 110: Bundestagswahl und Prognosen: Entscheidung in letzter Minute, Wissenschaftszentrum Berlin, Dezember 2005. ドイツセントペーターの論文の中、「ベルク调查」基づく「联邦議院最終統計の有権者の関心は、選舉後どのもつた連立政権がやるか、どう争点に集中する、大連立を避けるためにどの支持層の票の「結果によって漏れた」として分析を行っている。

- (7) Lothar Probst, So viel Große Koalition war noch nie: Stößt die großkoalitionäre Monokultur bald an ihre Grenzen?, Kommune 6/2006, S. 36. たゞ、この種の統計を用いて、一九九〇年代からの大連立政権の危機と再編の過程の分析を試みた以下の拙著を参照。「転換期の政治変容」、日本評論社刊、11000円。

- (8) Matthias Jung/ Andrea Wolf, Der Wählerwille erzwingt die grobe Koalition, in Aus Politik und Zeitgeschichte, Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament, 51-52/2005, 19. Dezember 2005, S. 3-12.

(9) いのバラグラフの記述についてせ、以降の個所を参照した。L. Probst, a. a. O., S. 36.

- (10) わたしは、一九六六年の大連立政権の時には、二大政党で有権者の八六・九%の支持を得た。この数字は第一表には出ていないが、以降の論文で紹介されねじねら、この点が今回の大連立への轉化である。詳しく述べておいた。Karl Rudolf Korte, Was entschied die Bundestagswahl 2005?, in Aus Politik und Zeitgeschichte, Beilage zur Wochenzeitung Das Parlament, 51-52/2005, 19. Dezember 2005, S. 13.

(11) M. Jung/ A. Wolf, a. a. O., S. 7.

- (12) ナハド「国民政党 Volksparteien」だが、通称は「包摶政黨 catch-all party」呼ばれる政党類型のナハドであり、特定階層の利害に拘りのではなく、国民各層の幅広い利害を代表する政党として認知される政党を指す。ドイツにおける「国民政党」概念の展開とそれに関する（九〇年代あたり）議論についてせ、拙著「転換期の政治変容」の第三章を参照して欲しく。

むすびにかえて 大連立政権下での連邦制度改革の試み

「ドイツのための協力・勇気と人間性をもつて」⁽¹⁾と題する連立協定は、投票日から二ヶ月近くが経過した一月一日によろやく調印の運びとなつた。そこに掲げられた九項目の政策領域の一つには、「連邦制度改革」が含まれていた。今回の大連立政権下での重点施策の一つとして、連邦制度改革を通じた「連邦参議院の立法権限の縮小」が図られたのである。それは、連邦参議院の「拒否権」が、「改革の停滞」の有力な根拠と考えられていたからであつた。⁽²⁾その状況を改革することは、両政党にとって必要不可欠な作業と思われた。なぜなら、各連邦議会選挙の合間に行われる州議会議員選挙では、その時点における連邦政府与党への批判票が投じられることが多く、その結果として連邦参議院は「野党優位」となる。したがつて、その連邦参議院の「合意」が必要な立法作業は停滞することになつていくのである。このような状況は、両政党にとって望ましいものではなかつた。自らが連邦政府の与党となつた場合に、連邦参議院を拠点としながら政権野党が攻勢をかけることになるからである。この条件を除去することが、両大政党にとつての共通利害となつたのであり、そしてこのような改革が実現可能となるのは、大連立政権の時期でしかあり得なかつた。

さて、二〇〇六年に入つても、五〇〇万人を超える失業者数に大きな変化はなく、メルケル政権の政治手腕への批判は強まつてきた。⁽³⁾そのような状況下で、政策決定の枠組みを変えるための「連邦制度改革」への合意が形成さ

れた。それは、与党内に異論を抱え込む課題であるものの、もう一方では両大政党が「改革の必要性」についてすでに合意していた課題であり、「大連立政権の最初の包括的改革作業」と称されるものでもあった。⁽⁴⁾

この大連立政権には、労働市場改革や健康保険改革といった、個別領域における重要な政策課題が山積していた。しかし今後の政治的閉塞状況を回避するためには、「連邦制度改革」もまた喫緊の政治課題だったのである。この点での合意を踏まえ、メルケル政権下での法案審議は順調に進んだかに見えた。五月中旬からは公聴会が実施され、その後六月三〇日には連邦議会で関連法案が可決された。連邦参議院も、七月七日には同法案を可決し、八月末には改正基本法が施行されることとなつたのである。しかしそのことは、今回の改革の目的が達成されたことを意味しなかつた。

すでに法案作成段階において、コッホ・リュトガーツ・シュトイバー・ヴァルフといったCDU/CSU所属の有力な州首相たちは、連邦参議院の権限低下を回避するために尽力していた。その結果、確かに今回の改革で「連邦参議院の同意を必要とする法律」の割合は、約六〇%から四〇%程度にまで低下したものの、重要な部分における「連邦参議院の権限」は確保されたままであった。したがつて、この領域における専門家としてこの間の改革に參與してきたシャープ F. W. Schäpfl も、「今回の改革は失敗に終わり、本来の目標を達成することができなかつた」との評価を下しているのである。⁽⁵⁾

「アジエンダ二〇一〇」という改革プロジェクトの実現を試みたシュレーダー政権は、その道の半ばで「連邦議会解散」を余儀なくされた。そして「連邦議会選挙」という「国民投票」で敗北したシュレーダーは政権の座から去つた。それに代わり、大連立下で圧倒的過半数の議席を基盤としたメルケル政権が成立し、これまでの「改革の停滞」の根拠となつていたと思われる「連邦参議院の立法権限」への改革を試みた。それへ向けた大規模な「基本

「法改正」は実現したもの、「連邦参議院の拒否権」は実質的に留保されたままである、という評価が、ドイツの政治学界では共通認識となっている⁽⁶⁾。

「大連立」という有利な条件を生かし切れなかつたメルケル首相への批判は次第に強まつており、先に言及した有力州の首相たちの中からは、「次の連邦首相」をめざす動きが活発化している。このように、政治情勢は流動化しているものの、ドイツ政治における「改革の停滞」を規定していた要因は除去されなかつたようだと思える。こうして、九〇年代後半までそのガヴァナンスの構図を改革しえなかつたドイツ政治は、二〇〇〇年代の新たな状況に入つても、その停滞的構図を維持したままである。この間の政治情勢を見ている限り、メルケル政権下で新たな動きが出てくるとは考えにくい。ドイツ政治の改革のためには、新たな政治的リーダーシップが必要とされてるが、「連邦制度改革」の際に「抵抗勢力」という役割を果たした州首相たちにそれが備わつてゐるとは言い難い状況である。次世代の新たな政治的指導層が台頭してくるまで、ドイツ政治の混迷状況は続くと予想されるのであり、それは小泉政権後の「政治的的方向喪失」を体験しつつある我々にとつても、重要な比較対象と思われるるのである。

註

- (1) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, Gemeinsam für Deutschland— mit Mut und Menschlichkeit, 11. 11. 2005. ノの文書は、CDUやSPDのホームページから入手することができる。
- (2) ドイツ政治において、連邦参議院を有力な「拒否権ブレーヤー」と捉える文献は多数存在する。ここでは取りあえず、「拒否権ブレーヤー」概念を検討しながら、それに基づく日独政治比較を試みた以下の拙稿を参照して欲しい。「拒否権ブレーヤーと日本政治—ドイツ政治との比較における「政策転換」のメカニズム分析」、書誌は前掲註(1)を参照。本論文の第三節で、「拒

連邦議会の解散とメルケル政権の成立（小野）

否権ブレーヤー」概念を利用したドイツ政治分析に関する最近の文献も紹介していく。

- (3) "Die Jobvernichter," in Spiegel, Nr. 10/2006, S. 22-26.

(4) "Großer Wurf ins Leere," in Spiegel, Nr. 11/2006, S. 24. 連邦制度改革へ向けた「基本法改正案」と関連諸法案についての閣議決定がなされたのは1100六年1月四日であつ、それらの法案は直ちに連邦議会に提出された。なお、第一期シュレーダー政権下の110011年10月から試みられた「連邦制度改革」は、1100四年一二月に一度破綻している。その後1100五年三月には、シュレーダー・フィッシャー・シュトイバー・メルケルの四者によって、再度の改革への合意が形成されたが、その作業もその後の連邦議会解散によって中断された。ただしこれらの作業の一応部分は、1100五年一月の「連立政権協定」へと継承されてくる。この間の経緯と、今回の「改革」との関連も興味深い論点ではあるが、本稿で取り扱うことはできない。次稿を期す、

なお、今回の連邦制度改革の意義を探るにあたりては、第二次大戦後のドイツ連邦共和国における連邦制の形成過程から検討を始める」とも必要であろう。この点に関する最近の叢書として、以下のものを参照。北住炯一「戦後ドイツ創設期における財政連邦制の形成」、名古屋大学「法政論集」第1100号所収、1100四年刊。

- (5) Fritz W. Scharpf, "Nicht genutzte Chancen der Föderalismusreform," MPifG Working Paper 06/2, Mai 2006. ジャーチンクマーベーは、マックブランク社会研究所（ケルン）のホームページから入手できる。参考。

(6) 上掲ジャーブの見解に加え、メルケルの以下の論考を参考。Wolfgang Merkel, "Sie bestimmt nicht die Richtlinien der Politik," in Frankfurter Allgemeine Sonntagszeitung, am 24 September 2006, S. 15. Ders., Durchregieren? Reformblockaden und Reformchancen in Deutschland. 後者の論文は、筆者が直接著者から入手した未公刊のものである。